

財務諸表レベルの重要な虚偽表示の リスクと全般的な対応

林 隆 敏

I 問題意識

現在の財務諸表監査における監査意見形成のアプローチは、監査リスク・アプローチである。監査リスク・アプローチは、財務諸表の利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽の表示を看過するリスクを合理的な低い水準に抑えることに焦点をあわせたアプローチである。日本では、1991年の監査基準改訂において監査リスク・アプローチの考え方が取り入れられたが、監査リスク・アプローチの枠組みが必ずしも明確に示されなかったこともあり、監査実務に十分に浸透するには至っていないとの判断から、2002年の監査基準改訂にあたって、監査リスク・アプローチに基づく監査の仕組みの明確化が図られた（「監査基準の改訂に関する意見書」（2002年）前文）。

また、2005年には、当時、証券取引法上のディスクロージャーをめぐる不適正な事例が相次ぎ、公認会計士・監査審査会のモニタリングの結果等からは、監査リスク・アプローチが適切に適用されておらず、その改善が求められる事例が多数見受けられたことに対応するとともに、国際的に監査リスク・アプローチの適用等に関する基準の改訂が精力的に行われていた状況のもと、監査実務の国際的な調和を図ることを目的として、「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」が導入された（「監査基準の改訂に関する意見書」（2005年）前文）。

事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチでは、それまでの監査リ

スク・アプローチによる監査の有効性と効率性をよりいっそう高めることを目的として、「重要な虚偽表示のリスク」および「特別な検討を必要とするリスク」概念の導入、重要な虚偽表示のリスクの評価における事業上のリスク等の考慮、財務諸表レベルと経営者の主張レベルでの重要な虚偽表示のリスクの評価、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクへの全般的な対応の要求など、いくつかの新しいリスク概念の導入とともに、監査プロセスの見直し（虚偽表示のリスクの評価と評価したリスクへの対応の明確化）が図られた（松本 [2005]）。本稿では、事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチのこれらの特徴のうち、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクおよび全般的な対応の意義と課題について考察する。

II リスクの諸概念と監査プロセス

監査リスクの概念を提示し、監査基準に初めて監査リスク・アプローチを導入したアメリカ公認会計士協会の監査基準書第47号（AICPA [1983]）以来、監査リスクは財務諸表レベルおよび勘定残高または取引種類レベルのそれぞれにおいて考慮することが求められてきたが、固有リスク、統制リスクおよび発見リスクという監査リスクの構成要素は、勘定残高または取引種類レベルにおける経営者の主張を対象とする概念であり、財務諸表レベルで（監査意見の表明にあたって）監査リスクを考慮する場合には、固有リスク、統制リスクおよび発見リスクという概念は存在しないと理解されてきた。監査意見形成（監査証拠の収集と評価）に関する議論は、もっぱら経営者の主張ごとの監査リスク・モデルの適用に関して展開されており、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクおよび全般的対応の位置づけは必ずしも明らかにされていない。

そこで、まず、日本に事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチを導入するにあたって参照された国際監査基準の監査リスク・アプローチ関連規定と、国際監査基準と歩調を合わせて監査リスク・アプローチの見直しを行ったアメリカ公認会計士協会の解説資料に基づいて¹⁾、リスクの諸概念と

監査リスク・アプローチのプロセスを確認する。

国際監査基準に現行の監査リスク・アプローチ関連規定を導入する際に改訂または新設された主な基準は、以下の5つである²⁾。

- ① ISA 200 「独立監査人の全般的目標および国際監査基準に準拠した監査の実施」
- ② ISA 315 「組織体およびその環境の理解を通じた重要な虚偽表示のリスクの識別と評価」
- ③ ISA 320 「監査の計画と実施における重要性」
- ④ ISA 330 「評価済みリスクへの監査人の対応」
- ⑤ ISA 500 「監査証拠」

このうち、③のISA 320は重要性の概念および監査の計画と実施における重要性概念の適用に関する改訂、⑤のISA 500は監査手続の種類および監査証拠の定義に関する改訂である。ここでは、上記①、②および④に基づいて、監査リスクの概念、監査リスクの構成要素とその関係、重要な虚偽表示のリスクの識別・評価と評価済みリスクへの対応について、具体的な内容を確認する。

1. 監査リスクとその構成要素

監査リスク (Audit Risk) とは、監査人が財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った監査意見を形成する可能性をいう。監査リスクは重要な虚偽表示のリスクと発見リスクの関数である (ISA 200, para. 13 (c))。監査リスクは、財務諸表には重要な虚偽の表示がない場合に、重要な虚偽の表示があ

-
- 1) 国際監査・保証基準審議会は、2002年10月に、いわゆるビジネス・リスク・アプローチを導入するための公開草案を公表し、改訂後の諸基準（監査リスク基準と呼ばれていた）は、2004年12月15日以降開始年度の財務諸表の監査から発効した。アメリカでは、2005年6月に、これに相当する諸基準の公開草案がAICPAから公表され、改訂後の諸基準は、2006年12月15日以降開始年度の財務諸表の監査から発効した。
 - 2) 現在の国際監査基準 (IFAC [2012]) は、いわゆるクラリティ化作業後の基準であるが、監査リスク・アプローチの実質は変わっていない。なお、本文中の①から⑤の基準の標題は、2004年改訂時の標題ではなく、現在のものである。

るという監査意見を監査人が表明するリスクを含まない³⁾。また、監査リスクは、監査プロセスに関連する専門用語であり、訴訟による損失や悪い評判のような監査人のビジネス・リスクは含まない (ISA 200, A33)。監査意見に求められる「合理的な保証」は相当程度に高い水準の保証であり、それは、監査人が監査リスクを許容可能な低い水準に引き下げるのに十分かつ適切な監査証拠を獲得したときに得られる (ISA 200, para. 05)。

監査リスクの構成要素の1つである発見リスク (Detection Risk) とは、財務諸表に存在する虚偽の表示であって、個別にまたはそれ以外の虚偽の表示と合計した場合に重要となる虚偽の表示が、監査リスクを許容可能な低い水準に引き下げるために監査人が実施する監査手続によって発見されないリスクをいう (ISA 200, para. 13 (e))。もう一つの構成要素である重要な虚偽表示のリスク (Risk of Material Misstatement) とは、監査を受ける前の財務諸表に重要な虚偽の表示が存在するリスクをいう (ISA 200, para. 13 (n))。

重要な虚偽表示のリスクは、財務諸表レベルと取引種類、勘定残高および開示にかかわる経営者の主張 (Assertion) レベルという2つのレベルで存在するとされる (ISA 200, para. A34)。財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスク (Risks of Material Misstatement at the Financial Statement Level) は、財務諸表全体に広く関係し、多くの経営者の主張に影響を及ぼす可能性がある重要な虚偽表示のリスクを意味する (ISA 200, para. A35)。これに対して経営者の主張レベルの重要な虚偽表示のリスク (Risks of Material Misstatement at the Assertion Level) は、十分かつ適切な監査証拠を入手するために必要な監査手続の種類、適用時期および適用範囲を決定するために評価される。十分かつ適切な監査証拠は、監査人が、監査リスクを許容可能な低い水準に押さえたうえで、財務諸表に対する監査意見を表明することを可能にする (ISA 200, para. A36)。

3) 一般に、監査意見の保証水準 (合理的な保証の水準) は「1-監査リスク」と表現される。この監査リスクの定義から明らかなように、監査意見の保証水準は、監査人が不適切な監査意見を表明する可能性のうち一面しか捉えていない。

なお、経営者の主張レベルの重要な虚偽表示のリスクは、主張レベルにおける以下の2つのリスクで構成される（ISA 200, para. 13 (n)）。

- ① 固有リスク：関連する内部統制を考慮しない状態で、個別にまたはそれ以外の虚偽の表示と合計した場合に重要となりうる虚偽の表示が、取引種類、勘定残高または開示に関する経営者の主張に生じる可能性。
- ② 統制リスク：取引種類、勘定残高または開示に関する経営者の主張に生じる可能性があり、個別にあるいはそれ以外の虚偽の表示と合計した場合に重要となりうる虚偽の表示が、組織体の内部統制によって予防されないか、適時に発見、修正されないリスク。

固有リスクと統制リスクは組織体のリスクであり、財務諸表の監査とは独立に存在する（ISA 200, para. A37）。許容可能な発見リスクの水準は、監査リスクの水準を所与として、経営者の主張レベルで評価された重要な虚偽表示のリスクの水準と逆の関係を持つ（ISA 200, para. A42）。

2. 重要な虚偽表示のリスクの識別と評価

監査人は、リスク対応手続（further audit procedures）を立案し実施する基礎として、財務諸表レベルならびに取引種類、勘定残高および開示についての経営者の主張レベルにおける重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価することが求められる（ISA 315, para. 25）。内部統制を含む、組織体およびその環境を理解し、不正または誤謬のいずれによるものかに関わらず、財務諸表レベルおよび経営者の主張レベルの重要な虚偽表示のリスクを識別し評価するために実施する監査手続をリスク評価手続（Risk Assessment Procedures）という（ISA 315, para. 4 (d)）。

監査人は、重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価するために、以下を行わなければならない（ISA 315, para. 26）。

- ① 虚偽表示のリスクに関連する内部統制を含む、組織体およびその環境を理解する過程を通じて、ならびに財務諸表の取引種類、勘定残高、および開示を検討することによって、リスクを識別する。

- ② 識別した虚偽表示のリスクを見積り、当該リスクが財務諸表全体に広く関わり、潜在的に多くの主張に影響を与えるかどうかを評価する。
- ③ 監査人が検証しようとするリスクに関連する内部統制を考慮し、識別した虚偽表示のリスクが経営者の主張レベルでどのような虚偽の表示になりえるのかを関連づける。
- ④ 多数の虚偽の表示になる可能性を含め、虚偽の表示の可能性を検討し、かつ潜在的な虚偽の表示が重要な虚偽の表示となる度合いを検討する。

財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクは、必ずしも取引種類、勘定残高、または開示レベルにおける特定の主張に識別しうるリスクではない。むしろ、当該リスクは、例えば経営者による内部統制の無効化を通じてのように、経営者の主張レベルの重要な虚偽表示のリスクを増大させるかもしれない状況を意味する (ISA 315, A105)。

取引種類、勘定残高、および開示に対する経営者の主張レベルの重要な虚偽表示のリスクの検討は、十分かつ適切な監査証拠を入手するのに必要な経営者の主張レベルのリスク対応手続の種類、適用時期、および適用範囲を決定する際に役立つ。経営者の主張レベルの重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価する際に、監査人は、識別したリスクが財務諸表全体により広範囲に関連し、および潜在的に多くの主張に影響を及ぼすと結論することもある (ISA 315, A109)。

さらに、監査人は、重要な虚偽表示のリスクの評価の一環として、識別した重要な虚偽表示のリスクのいずれかが重大なリスク (Significant Risk)⁴⁾ であるかどうかを決定しなければならない。重大なリスクとは、非定型的取引や経営者の判断に依存している事項など、その質的側面により、重要な虚偽表示のリスクの中でも特別な監査上の検討が必要と考えられるリスクである (ISA 315, para. A119)。

ここまでの説明では、重要な虚偽表示のリスクは固有リスクと統制リスク

4) 日本の監査基準では「特別な検討を必要とするリスク」と表現されている。

を結合したリスク、すなわち経営者の主張レベルでのリスク概念として定義されているだけであり、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクの定義は必ずしも明確ではない。このリスク概念が導入された趣旨や、関連する規定内容に照らせば、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクは、1つまたは複数の特定の経営者の主張に個別に関連づけて識別、評価することができない重要な虚偽表示のリスクを意味すると考えられる。

3. 評価済リスクへの対応

監査リスク・アプローチでは、リスクの評価と評価済リスクへの対応手続の種類・適用時期・適用範囲との明瞭な関連性が重視される。

監査人は、財務諸表レベルの評価済の重要な虚偽表示のリスクについては、それらに対処するための全般的な対応（Overall Response）を立案し、実施しなければならない（ISA 330, para. 5）。全般的な対応とは、業務担当チームが職業的専門家としての懐疑心を保持すること、相対的に経験を積んだスタッフや特別な技能を備えたスタッフの配置、専門家の利用、監督の強化、クライアントが予測不能な監査手続の選択、および実施する監査手続の種類・適用時期・適用範囲の全般的な変更などを意味する（ISA 330, para. A1）。

また、監査人は、経営者の主張レベルの評価済の重要な虚偽表示のリスクについては、それらに対応する種類・適用時期および適用範囲の監査手続を立案し、実施しなければならない（ISA 330, para. 6）。具体的には、監査人は、経営者の主張レベルで識別したリスクの評価を基礎として、次の3つのうちから適切なアプローチを選択、実施することを求められている（ISA 330, para. A4）。

- ① 特定の経営者の主張に対して、統制テストのみを実施すること
- ② 特定の経営者の主張に対して、実証手続のみを実施すること
- ③ 統制テストと実証手続の両方を用いる混合アプローチを採用すること

なお、経営者の主張レベルの評価済の重要な虚偽表示のリスクが重大なリスクであると決定したならば、当該リスクに具体的に対応する実証手続を実

施しなければならず、重大なリスクに対するアプローチが実証手続のみから構成される場合には、当該手続は、詳細テストを含まなければならないとされている（ISA 330, para. 21）。

このように、重要な虚偽表示のリスクへの対応として、経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクへのリスク対応手続の実施と、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクへの全般的な対応が求められているが、両者の関係は明確ではない。

4. 監査意見形成の基本構造

ここまでの整理を踏まえて、国際監査基準が要求している経営者の主張レベルでの監査意見形成の基本構造を整理すれば、次のように示すことができる。

- I. 重要な虚偽表示のリスクの評価
- II. 内部統制の運用状況の有効性の評価
 - (a) 運用評価手続
- III. 発見リスクの評価と統制
 - (b) 分析的実証手続
 - (c) 取引種類、勘定残高、開示等に対する詳細テスト

この監査意見形成の基本構造では、監査リスクの構成要素である重要な虚偽表示のリスクと発見リスクが、監査証拠の収集と評価にかかわる基礎概念として認識されている。監査リスク・アプローチは、監査人が経営者の主張の適否を立証しそこう可能性を評価・統制することに主眼を置いている。監査人は、個々の主張のそれぞれについて十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならないが、監査リスク・アプローチでは、合理的な低い水準にまで統制された監査リスクの水準が、十分かつ適切な監査証拠として認識される。例えば、製品の実在性に関する監査要点を立証しようとする場合に、貸

借対照表に記載されている製品残高に重要な虚偽の表示は存在しないということをも5%の監査リスク水準で検証するとすれば、監査リスクが5%の水準にまで統制されたということを裏付ける監査証拠が、十分かつ適切な監査証拠となる。

繰り返しになるが、国際監査基準では、このような経営者の主張レベルでの監査リスク・モデルの適用による監査証拠の収集・評価と、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクの識別・評価および全般的な対応との関係については、言及していない。

Ⅲ 監査リスク・アプローチの適用

ここでは、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）が2006年に公表した監査ガイド『財務諸表監査における監査リスクの評価と対応』（AICPA [2006a]）から、監査リスク基準⁵⁾の適用およびリスク評価プロセスに関する説明を一部抜粋して紹介する。

国際監査基準とアメリカ公認会計士協会の監査基準書（Statements on Auditing Standards: SAS）のリスク・アプローチ関連規定には重要な差異はなく、この監査ガイドの解説は国際監査基準のリスク・アプローチ関連規定を理解するために有用な資料と考えられる。

5) 監査リスク基準とは、以下の8つの基準をいう。

- ① 監査基準書第104号「監査基準書第1号『SAPの編纂』の改訂」
- ② 同105号「監査基準書第95号『一般に認められた監査基準』の改訂」
- ③ 同106号「監査証拠」
- ④ 同107号「監査の実施における監査リスクと重要性」
- ⑤ 同108号「監査の計画と監督」
- ⑥ 同109号「組織体およびその環境の理解、ならびに重要な虚偽表示のリスクの評価」
- ⑦ 同110号「評価済リスクに対応する監査手続の実施と入手した監査証拠の評価」
- ⑧ 同111号「監査基準書第39号『監査サンプリング』の改訂」

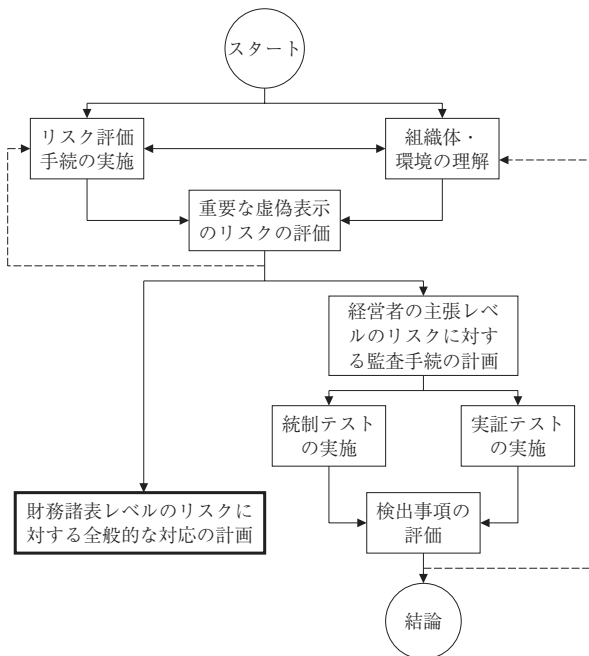
なお、現在では、アメリカの上場会社の監査基準は、公開会社会計監督委員会（Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB）が設定する監査基準であり、上記の監査リスク基準に相当するものとして、PCAOB [2010] が公表されている。

1. 監査リスク基準の適用

AICPA [2006a, p. 1] では、監査リスク基準の基礎をなす監査リスク・モデル（監査リスク＝重要な虚偽表示のリスク×発見リスク）の適用は図表1のように要約されており、ここに示されたプロセスにしたがって、具体的な解説がなされている。

上述の監査リスクおよびその構成要素の定義ならびに監査意見形成の基本構造からも明らかであり、また図表1からも確認できるように、経営者の主張レベルの重要な虚偽表示のリスクの評価と対応は監査リスク・モデルで説明できるが、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクの評価および全般的な対応の位置づけは明確ではない。

【図表1】 監査リスク・モデルの適用



2. リスク評価プロセス

図表1に示されているリスク評価プロセスは、以下のように整理できる(AICPA [2006a, pp. 7-9])。

- ① 内部統制を含む組織体およびその環境に関する情報を収集するリスク評価手続の実施
- ② 内部統制を含む組織体およびその環境に関する理解
- ③ 重要な虚偽表示のリスクの識別と評価（リスクの識別、特定の経営者の主張への関連付け、リスクの大きさと発生可能性の検討）
- ④ リスク対応手続（全般的対応を含む）の計画
- ⑤ リスク対応手続の実施
- ⑥ 監査における検出事項の評価

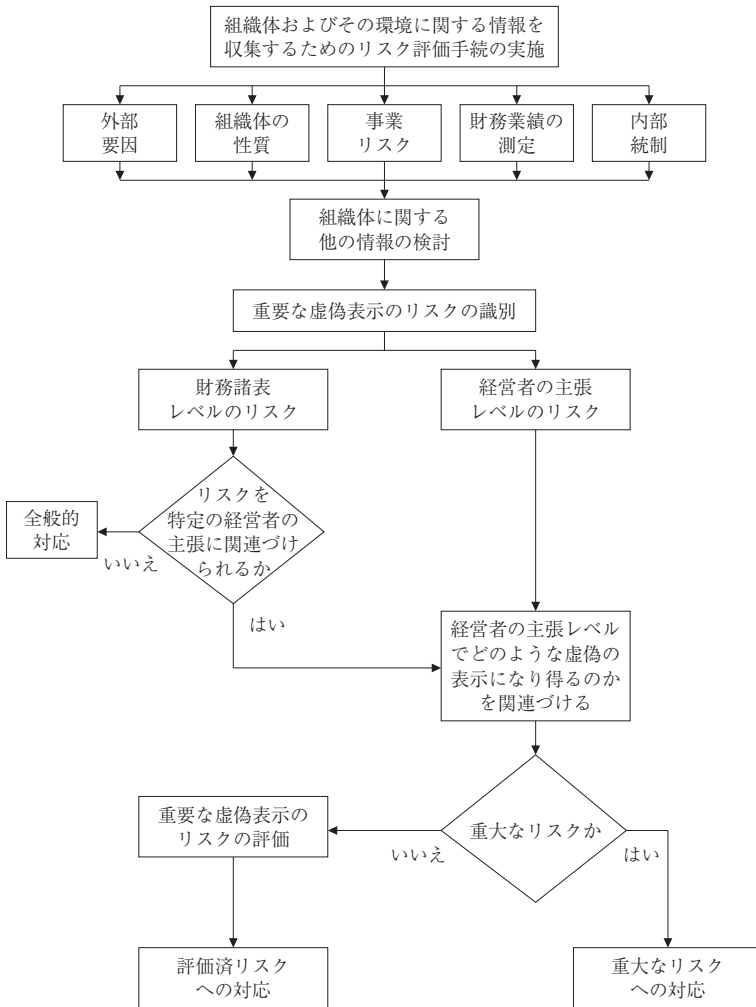
図表2は、このようなリスク評価プロセスをフローチャートで示したものである(AICPA [2006a, pp. 23-24])。

なお、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクの特徴は次のように述べられている(AICPA [2006a, pp. 162-163])。

財務諸表レベルのリスクは多くの経営者の主張に影響しうる。定義上、財務諸表レベルのリスクは、複数の勘定または経営者の主張の重要な虚偽の表示につながりうる。例えば、仕訳記入に対する内部統制がないことは、不適切な仕訳が総勘定元帳に転記されるリスクを高める。不適切な仕訳の転記の影響は一つの勘定にとどまることなく、すべての勘定に影響しうる。一般的に、識別した虚偽表示のリスクの大きさまたは範囲が不明であるときには、全般的な監査リスク(overall audit risk)は高まる。

また、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクの評価には判断が求められる。最終的には、監査人は、識別した虚偽表示のリスクがどのような虚偽の表示になり得るのかを関連づけなければならない。例えば、統制環境に関する情報を収集するためにリスク評価手続を実施し、従業員の採用、訓練および監督に関する不備を発見した場合、これらの不備は財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを高めることになるが、以下の決定は監査人の専門職業的判

【図表2】 リスク評価プロセス



断に委ねられる。

- ① 当該リスクにより影響を受ける勘定および関連する経営者の主張
- ② 財務諸表に虚偽の表示が生じる可能性

③ 当該虚偽の表示の重要性

しかし、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクは、特定の経営者の主張に関連づけられないことがある。財務諸表レベルの内部統制の不備は、良好に整備された業務プロセスに係る内部統制の有効性を低下させる可能性がある。例えば、経営者による内部統制の無視という重大なリスクは、多くの勘定および多くの主張に対する内部統制を無効にしよう。このようなリスクを特定の勘定および経営者の主張に関連づけることはきわめて困難であるか、不可能である。財務諸表レベルの内部統制が特定の業務プロセスレベルの内部統制の信頼性（したがって、重要な虚偽表示のリスク評価）に影響する程度の決定は主観的であり、かつ、被監査会社ごとに異なる。

図表1および図表2からは、経営者の主張レベルでの重要な虚偽表示のリスクへの対応と、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクへの対応との関係を読み取ることはできないが、リスク評価手続の結果として識別された財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクは、できるだけ経営者の主張レベルで生じうる虚偽表示に関連付けることが求められる。図表3は、特定の経営者の主張またはいくつかの主張の集まりに関連付けられないリスクの例示である。この種の財務諸表レベルの虚偽表示のリスクは、全般的な対応が求められる。

IV 全般的な対応の意義

国際監査基準は全般的な対応を明確に定義していないが、国際監査基準を基礎として2011年12月に改訂・公表された監査基準委員会報告書では、全般的な対応は「財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに対応するため、監査証拠の入手と評価において監査チームのメンバーが職業的懐疑心を保持するとともに、豊富な経験を有する又は特定分野における専門的な知識若しくは技能をもつ監査チームのメンバーの配置及び増員、専門家の配置、監査チームのメンバーへの指導監督の強化、適切な監査時間の確保、被監査会社が想定しない監査手続の選択を考慮すること等をいう。」と定義されている

【図表 3】一般的な対応の例示

状態の説明	左記の状態から生じるリスク	一般的な対応の内容
主要な役員がITの監督またはモニタリングに積極的に関与しない。積極的な監督の欠如は、不正な財務報告の機会をもたらす不正リスク要因とみなされる。	ITシステムは、ユーザーが会計または内部統制に関する職務を遂行するために必要とするデータを提供しないかもしれない。	IT専門家を含む業務担当チームは、以下について責任を負う。 ・左記の事項に関する追加情報を収集する。 ・重要な虚偽表示のリスクを識別、評価する。
会社の成長により、定期的に、会計、ITおよび業務運営の資源が限界まで利用される。	財務情報または非財務情報は正確にまたは適時に処理されていないかもしれない。	・内部統制の不備を識別、評価する。
財務情報を処理するために用いられる表計算プログラムの開発に対する統制手続がない。	現在使用している表計算プログラムは情報を不正確に処理しているかもしれない。	・リスク対応手続の計画を含めて、評価済リスクへの適切な対応の計画について、業務担当チームに次のように助言する。「われわれの評価に基づけば、われわれは、当期の最初の9ヶ月間についてはIT全般統制に依拠することはできない。しかし、当該不備の結果として虚偽の表示や適用業務統制の失敗は生じていないように思われる。」
当期の最初の9ヶ月間、データおよび業務処理プログラムに対する論理的アクセス・コントロールに不備があった。	財務情報が不適切に変更されていたかもしれない。	
当期のほとんどの期間、ネットワーク・サーバーは保守・管理が十分でない場所に置かれていた。	財務データまたは論理的アクセス・コントロールが危険にさらされていたかもしれない。	
不正リスク要因であるボーナス契約に対する正式な内部統制がない。CEOは正式な方針なしにボーナスの金額と支給を決定する。	ボーナス契約が従業員による不正に誘因または動機をもたらすかもしれない。	情報を収集し、監査証拠を評価するときに、とりわけ分析的手続に利用されるかもしれない被監査会社のシステムによって提供された情報の信頼性に関して、とくにIT全般統制が有効でなかった期間について、職業的懐疑心を維持する必要性を監査チームのブレイン・ストーミングにおいて強調する。
財務報告機能を遂行するのに必要なすべての情報の不十分な理解。	会社は財務諸表作成に必要なすべての情報を把握していないかもしれない。	重要なウォークスルー手続および不正に関連する質問は業務担当チームのなかでも経験豊富なメンバーが担当する。
経営者による内部統制のモニタリングは、財務業績のレビューに基づき、内部統制のデザインおよび運用の有効性には基づかないなど、一部分についてのみ適切である。	内部統制のデザインの不備が適時に識別または修正されないかもしれないが、当該不備が重大であれば、不正の機会が生じる。	
会計記録を修正することになる虚偽の表示であるが、必ずしも虚偽表示の原因となる内部統制上の欠陥ではない。	—	

(出所) AICPA [2006a, pp. 475-476] に基づいて作成。

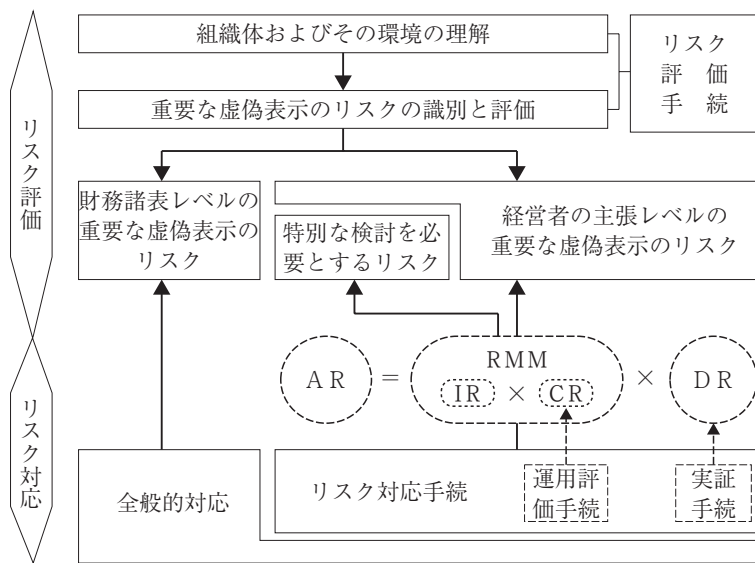
(監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書の体系及び用語」用語集)。また、アメリカの上場会社の監査に適用される PCAOB 監査基準第13号 (PCAOB [2010]) によれば、全般的な対応は、「監査の実施方法に対して全般的に影響を及ぼす対応」と表現されている (para. 4)。

図表4は、監査基準委員会報告書330(実質的にISA330と同じ)および公開会社会計監督委員会の監査基準第13号に例示されている全般的な対応の具体的な内容を整理・比較したものである。

【図表4】全般的な対応の具体的な内容

監査基準委員会報告書330 (A1項)	監査基準第13号 (5項-8項)
監査チームメンバーによる職業的懐疑心の保持	職業的懐疑心の行使(例えば、関連する経営者の主張について、より信頼性の高い証拠を入手するために、計画された監査手続を変更すること、第三者に対する確認の実施、内部専門家もしくは外部専門家の利用、または独立した情報源からの文書の検討などを通じて、重要な事項に関する経営者による説明や確認事項を裏付ける十分かつ適切な証拠を入手すること)
豊富な経験を有する又は特定分野における専門的な知識や技能を持つ監査チームメンバーの配置	重要な業務上の責任の適切な割り当て
専門家の利用	(職業的懐疑心の行使に含まれている)
監査チームメンバーへの指導監督の強化	状況に応じた適切な程度の監督の実施
実施するリスク対応手続の選択に当たっての企業が想定しない要素の組み込み	実施する監査手続の選択にあたっての予測不能な要素の組み込み(例えば、金額の重要性や監査人のリスク評価に基づけば通常テストしないような勘定、開示および主張について監査手続を実施することや、予告なしに監査手続を実施すること)
実施すべき監査手続の種類、時期および範囲の変更(例えば、実証手続を実施する基準日の期末日前から期末日への変更、またはより確かな心証が得られる監査証拠を入手するための監査手続の変更)	監査手続の種類、時期または範囲について広範囲に変更する必要があるかどうかの決定(例えば、市場の状況が著しく悪化しているために、期末での多くの重要な勘定の評価に関する実証性テストを増加させる、または、会社の統制環境に広範な弱点が識別されたために、より広範な監査証拠を実証手続から入手する)
(該当なし)	会社による重要な会計原則の選択および適用(とりわけ主観的な測定と複雑な取引に関係するもの)が財務諸表の重要な虚偽表示をもたらす偏向を示唆しているものかの評価

【図表5】リスク評価とリスク対応のプロセス



図表4に示されているように、全般的な対応には、特定の経営者の主張ではなくとも、経営者の主張との関連で計画、実施されなければならないものが多く含まれている。監査手続の種類、適用時期および適用範囲の変更、監査手続への予測不可能な要素の組み込み、会社による重要な会計原則の選択および適用の評価などはこれに該当する。一方で、職業的懐疑心の保持、監査チームの適切な人員構成や責任分担、専門家の利用、指導監督の強化などは、個々の監査手続ではなく、まさに「監査の実施方法に対して全般的に影響を及ぼす対応」であると理解できる。

このように、全般的な対応には、ノンサンプリング・リスクを低減させる効果を有する措置や、リスク対応手続の種類・適用時期・適用範囲の変更が含まれており、経営者の主張ごとのリスク対応手続（監査リスク・モデルの適用）に直接または間接に影響する。したがって、全般的な対応は、監査リスク・モデルにもとづく経営者の主張ごとのリスク対応を前提として、監査

の有効性の確保を確実にするために、より慎重な対応を要求するものと考えられる。

図表5は、本報告で説明したリスク・アプローチのプロセスを、リスク評価とリスク対応という観点を強調して、図示したものである。

V むすび

本稿では、事業上のリスクを重視したリスク・アプローチの特徴の1つである財務諸表レベルでの重要な虚偽表示のリスクと、このリスクへの全般的対応の意義と特徴について考察した。そこで明らかになった事項は以下のよう整理できる。

- ① 監査リスクは重要な虚偽表示のリスクと発見リスクの関数である。
- ② 重要な虚偽表示のリスクとは、監査を受ける前の財務諸表に重要な虚偽の表示が存在するリスクをいい、財務諸表レベルと経営者の主張レベルにおいて識別、評価する。
- ③ 財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクは、財務諸表全体に広く関係し、多くの経営者の主張に影響を及ぼす可能性がある重要な虚偽表示のリスクである。
- ④ これに対して経営者の主張レベルの重要な虚偽表示のリスクは、十分かつ適切な監査証拠を入手するために必要な監査手続の種類、適用時期および適用範囲を決定するために評価され、経営者の主張レベルにおける固有リスクと統制リスクにより構成される。したがって、監査リスク・モデルは、経営者の主張レベルで適用される。
- ⑤ 監査人は、リスク対応手続を立案し実施する基礎として、財務諸表レベルならびに取引種類、勘定残高および開示についての経営者の主張レベルにおける重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価するとともに、できるだけ経営者の主張レベルで生じうる虚偽表示に関連付けること

が求められている。

- ⑥ 監査人は、財務諸表レベルの評価済の重要な虚偽表示のリスクについて、それらに対処するための全般的な対応を立案し、実施しなければならないが、全般的な対応と経営者の主張ごとに実施されるリスク対応手続との関係は明確ではない。
- ⑦ 全般的な対応は、監査リスク・モデルにもとづく経営者の主張ごとのリスク対応を前提として、監査の有効性の確保を確実にするために、より慎重な対応を要求するもの（全体的な底上げを図るもの）と考えられる。

財務諸表レベルでの重要な虚偽表示のリスクの識別と評価は、経営者の主張に焦点を合わせる従来の監査リスク・アプローチの弱点を補強するために導入されたものである。しかし、監査意見表明の基礎をなす十分かつ適切な監査証拠を入手するための監査手続は経営者の主張ごとに計画、実施される。したがって、財務諸表レベルの重要な虚偽表示のリスクを経営者の主張レベルで生じうる虚偽表示にいかに関連付けるかと、特定の主張に関連付けられなかったリスクに対する全般的対応が経営者の主張ごとの監査手続の計画および実施にどのように影響するかを明らかにすることが重要である。

（筆者は関西学院大学商学部教授）

【参考文献】

- AICPA [1983], Statement on Auditing Standards No. 47, *Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit*, AICPA.
- AICPA [2006a], AICPA Audit Guide, *Assessing and Responding to Audit Risk in a Financial Statement Audit*, AICPA.
- AICPA [2006b], Audit Risk Alert, *Understanding the New Auditing Standards Related to Risk Assessment*, AICPA.
- AICPA [2006c], Statement on Auditing Standards No. 107, *Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit*, AICPA.
- AICPA [2006d], Statement on Auditing Standards No. 109, *Understanding the Entity and Its Environment and Assessing the Risks of Material Misstatement*, AICPA.
- AICPA [2006e], Statement on Auditing Standards No. 110, *Performing Audit Procedures in*

Response to Assessed Risks and Evaluating the Audit Evidence Obtained, AICPA.

IFAC [2010], *Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements*, IFAC.

PCAOB [2010], PCAOB Release No. 2010-004, *Auditing Standards Related to the Auditor's Assessment of and Response to Risk and Related Amendments to PCAOB Standards*, PCAOB.

内藤文雄・松本祥尚・林隆敏編著 [2010]、『国際監査基準の完全解説』中央経済社。

松本祥尚 [2005]、「事業上のリスクを重視した監査の仕組み」『企業会計』第57巻第10号、60-64頁。